

丸亀市自治推進委員会資料

【市民参画の促進等について】

平成21年2月27日

目 次

．自治推進委員会の設置目的とその役割について	1
．自治推進委員会のこれまでの審議事項について	2
．自治基本条例に係る関係条例等の状況	4
．審議会等の公募委員の状況	6
・審議会等の公募委員の状況一覧	7
「丸亀市市民の意見を求める場合の手續に関する規則」の概要	9
1．意見を求める対象	9
2．対象となる計画の策定や条例の改廃	10
3．適用除外	10
4．意見を求める場合の方法	10
5．パブリックコメント	11
・パブリックコメント実施状況	12
6．説明会等	15
7．公聴会	16

・自治推進委員会設置の目的とその役割について

市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会を設置する。

市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申する。

自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。

丸亀市自治基本条例【抜粋】

第7章 市民参画及び協働

(自治推進委員会の設置)

第21条 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。
- 5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

丸亀市附属機関設置条例【抜粋】

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	庶務担当
市長	丸亀市自治推進委員会	自治の推進に関する事項についての審議、提言及び答申に関する事務	15人以内	2年	(1)学識経験者 (2)公共的団体等の構成員 (3)公募により選任した者	企画財政部

・自治推進委員会のこれまでの審議事項について

市長からの諮問事項への審議答申

- ・ (仮称)丸亀市協働推進条例(案)について(平成 18 年 11 月 14 日付け諮問)
(平成 19 年 1 月 30 日付け答申)
「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」の制定(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- ・ (仮称)丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例(案)について(平成 18 年 12 月 15 日付け諮問)
(平成 19 年 1 月 30 日付け答申)
「丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例」(平成 19 年 4 月 1 日施行)
- ・ 丸亀市協働推進計画(案)について(平成 20 年 1 月 25 日付け諮問)
(平成 20 年 3 月 19 日付け答申)
「丸亀市協働推進計画」(平成 20 年 4 月 1 日策定)

市民参画及び協働の推進状況について

議事(主な内容)

平成 18 年度

第 1 回 18.11.14

- 1) 丸亀市自治推進委員会について
- 2) 丸亀市協働推進条例(案)の策定について
・ これまでの経緯及び策定スケジュール等
- 3) 丸亀市協働推進条例(案)について

第 2 回 19.12.15

- 1) 丸亀市協働推進条例(案)について
- 2) 条例の名称について
- 3) 丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例(案)について

第 3 回 19. 1.30

- 1) 信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例(案)
パブリックコメントについて 答申について
- 2) 丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例(案)
パブリックコメントについて 答申について

平成 19 年度

第 1 回 19. 9.19

1) 丸亀市における市民参画の状況について

- ・自治基本条例に係る関係条例等の状況
- ・審議会等の公募委員の状況
- ・「丸亀市市民の意見を求める場合の手続きに関する規則」の概要

第 2 回 20. 1.25

1) 丸亀市協働推進計画について

2) 審議会等の公募委員について

第 3 回 20. 3.18

1) 丸亀市協働推進計画（案）について

平成 20 年度

第 1 回 20.10.17

1) 協働の推進状況について

・自治基本条例に係る関係条例等の状況

自治基本条例	市及び市長等の対応	関係条例名	関係規則等
第5章 コミュニティ活動と市民公益活動			
第12条 コミュニティ活動	適切な措置を講ずる	コミュニティセンター条例	コミュニティセンター条例施行規則 地区コミュニティ運営助成金交付要綱 自治会補助金交付要綱
第13条 市民公益活動	適切な措置を講ずる	第20条（協働）を参照	
第6章 情報の共有			
第14条 情報の公開及び共有	別に条例で定める	情報公開条例	情報公開条例施行規則 消防本部情報公開条例等施行規程 上下水道部情報公開条例等施行規程 教育委員会情報公開条例等施行規程 教育委員会傍聴人規則 選挙管理委員会情報公開条例等施行規程 選挙管理委員会会議傍聴規程 監査委員情報公開条例等施行規程 公平委員会情報公開条例等施行規程 公平委員会傍聴規則 農業委員会情報公開条例等施行規程 固定資産評価審査委員会情報公開条例等施行規程 議会情報公開条例等施行規程 議会傍聴規則
第15条 個人情報の保護	別に条例で定める	個人情報保護条例	個人情報保護条例施行規則

自治基本条例	市及び市長等の対応	関係条例名	関係規則等
第7章 市民参画及び協働			
第16条 参画	制度や施策を講じる		
第17条 政策形成及び実施過程への参画	別に定める		丸亀市市民の意見を求める場合の手續に関する規則
第18条 審議会等の運営	別に条例で定める	附属機関設置条例、その他個別条例	
		附属機関会議公開条例	附属機関会議公開条例施行規則
		審議会等の委員の公募に関する条例	審議会等の委員の公募に関する条例施行規則
第19条 住民投票	事案に応じ条例を別に定める		
第20条 協働	協働してまちづくりを進めるよう努める	信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例	地域市民活動基本方針
			(協働推進計画策定中)
第21条 自治推進委員会の設置	別に定める	附属機関設置条例	
第8章 市政運営の原則			
第22条 行政手續	別に条例で定める	行政手續条例	行政手續条例施行規則
第23条 説明責任及び応答責任	果たさなければならない		
第24条 総合計画	定めなければならない		
第25条 組織	見直しに努めなければならない		
第26条 財政の健全性の確保	公表しなければならない	財政状況の作成及び公表に関する条例	
第27条 出資法人に対する指導等	助言を行う		
第28条 行政評価	実施、見直し、公表		
第29条 監査	実施する	包括外部監査条例	
第30条 国及び県との関係	努めなければならない		
第31条 他の地方公共団体等との関係	努めなければならない		

・ 審議会等の公募委員の状況

【 審議会等の状況 】

1 . 平成 1 8 年 3 月

審議会等の構成員として公募委員を規定している審議会は以下の審議会のみでした。

- ・「男女共同参画審議会」(公募委員 2 人)
- ・「自治基本条例策定委員会 (公募委員 2 人: 条例策定終了のため廃止)」

「総合計画審議会」(公募委員 3 人) や「行政改革推進委員会」(公募委員 3 人) においては、必要と認める者として委員を公募し審議会委員を委嘱していました。



2 . 平成 1 8 年 9 月

議会 9 月定例会において、1 4 の審議会等について条例を改正し、委員構成に公募委員を追加しました。



3 . 平成 2 1 年 2 月

その後、新たな審議会等の新設や役割を終えた審議会等の廃止を経て、現在、4 7 の審議会等の内 1 9 の審議会等において公募委員が条例等に規定されています。また、1 つの審議会では、条例等の規定はしていませんが、特別委員で公募委員を選任しています。

平成 2 1 年 2 月 1 日現在、1 0 の審議会において 2 1 人の公募委員が選任されています。(1 つの審議会で 1 1 人が特別委員等として公募により選任されています。)

【 条例等整備の状況 】

平成 1 8 年 3 月

自治基本条例制定



平成 1 8 年 9 月

- ・ 附属機関設置条例等を改正し委員構成に公募委員を追加
- ・ 「丸亀市審議会等の委員の公募に関する規則」を制定



平成 1 8 年 1 0 月

- ・ 自治基本条例施行



平成 1 9 年 3 月

審議会等の委員の公募を条例として制度化

- ・ 「丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例」を制定
- ・ 「丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則」を制定

【審議会等の公募委員の状況一覧】

(平成 21 年 2 月 1 日現在)

	審議会等	定数	現委嘱 委員数	公募委員の条 例等の規定	規則による公募 委員定数(人)	現公募委員数 (人)	備 考
1	名誉市民審査会	15 人以内		有	2		
2	公務災害補償等認定委員会	5 人	5 人				
3	公務災害補償等審査会	3 人					
4	特別職報酬等審議会	10 人以内		有	1		
5	防災会議	35 人以内	24 人				
6	国民保護協議会	35 人以内	26 人				
7	情報公開・個人情報保護審査会	5 人以内	5 人				
8	総合計画審議会	20 人以内		有	2		
9	行政改革推進委員会	16 人以内	16 人	有	2	3	
10	自治推進委員会	15 人以内		有	2		
11	男女共同参画審議会	18 人以内	17 人	有	2	3	
12	民生委員推薦会	14 人以内	14 人				
13	地域保健医療福祉推進委員会	20 人以内	32 人				特別委員を公募で 11 人選任
14	予防接種等健康被害調査委員会	8 人以内	6 人				
15	安全安心まちづくり推進協議会	20 人以内	16 人	有	2	2	
16	交通安全対策会議	13 人					
17	住居表示審議会	15 人以内					
18	国民健康保険運営協議会	17 人	17 人	有		2	
19	環境審議会	15 人以内	15 人	有	2	1	
20	廃棄物減量等推進審議会	15 人以内	15 人	有	2	2	
21	人権政策推進審議会	20 人以内	18 人				
22	総合農政推進協議会	26 人以内	14 人	有	3		
23	換地評価委員会	10 人以内					
24	都市計画審議会	15 人以内	15 人	有	2	2	

	審議会等	定数	現委嘱 委員数	公募委員の条 例等の規定	規則による公募委 員定数(人)	現公募委員数 (人)	備 考
25	都市景観審議会	15 人以内	15 人	有	2	2	
26	建築審議会	7 人以内	7 人				
27	水防協議会	25 人以内	16 人				
28	緑のまちづくり審議会	10 人以内		有	1		
29	非常勤消防団員等公務災害補償等審査会	6 人					
30	消防賞じゅつ金等審査委員会	5 人					
31	市立学校就学指導委員会	25 人以内	21 人				
32	入学金貸付審査委員会	5 人以内	5 人				
33	市立小中学校学区制調査委員会	10 人以内					
34	就学前教育・保育検討委員会	15 人以内		有	2		
35	学校給食センター運営委員会	12 人以内	12 人				
36	学校給食業務等民間活力検討委員会	15 人以内		有	2		
37	少年育成センター運営協議会	15 人以内	15 人	有	2	2	
38	文化振興審議会	15 人以内	13 人	有	2	2	
39	史跡丸亀城跡調査整備委員会	10 人以内	5 人				
40	史跡快天山古墳保存整備委員会	10 人以内	6 人				
41	伝統的建造物群保存地区保存審議会	10 人以内	10 人				
42	文化財保護審議会	5 人以内	5 人				
43	市立資料館学芸委員会	5 人以内	5 人				
44	社会教育委員会	10 人以内	10 人				
45	スポーツ振興審議会	10 人以内	10 人				
46	図書館協議会	8 人以内	8 人				
47	丸亀市立学校適正配置等検討委員会	15 人以内		有	2		
		648 人以内	418 人	有 19	35	21	

「丸亀市市民の意見を求める場合の手続に関する規則」の概要

1. 意見を求める対象

- 市内に住んでいる人
- 市内に通勤、通学している人
- 市内で事業又は活動を行う法人や団体
- 市に対して納税義務がある人、法人や団体
- 政策案等の実施について利害関係のある人、法人や団体

2. 対象となる計画の策定や条例の改廃

- 計画 基本構想の案や市の基本的な政策を定めたり、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めたりする計画案や重要な改定案
- 条例 次に掲げる条例の規定の制定、廃止又は重要な改正に係る案
- ア 市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項に係る規定
 - イ 広く市民に義務を課し、又はその権利を制限する規定
市税、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除きます。
- 施策 市が実施する施策のうち市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える計画案や重要な変更案

丸亀市自治基本条例 抜粋

第 17 条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前 2 項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。

地方自治法 抜粋

第 14 条

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

3．適用除外

次のような場合には、意見を求める手続きを実施しないことができます。

迅速又は緊急を要するもの

この場合は、政策案等の実施後、市民等に経緯等の説明をしなければなりません。

軽微なもの

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの
市の権限に属さないもの

4．意見を求める場合の方法

意見を求める方法は、次のいずれか一つの方法で実施します。

パブリック・コメント

公聴会（市長が特に必要と認めたときに実施）や説明会等

アンケート調査

これらの方法の他にも、ワークショップなどその他の必要な措置を講じるように努めなければなりません。

5 . パブリックコメント

(1) パブリックコメントとは

「パブリックコメント」とは、市が計画や条例などの案を事前に公表し、広く市民の皆さんのご意見等を求め、寄せられたご意見等を考慮して決定をしていくものです。また、寄せられたご意見等に対して、市の考え方を公表します。

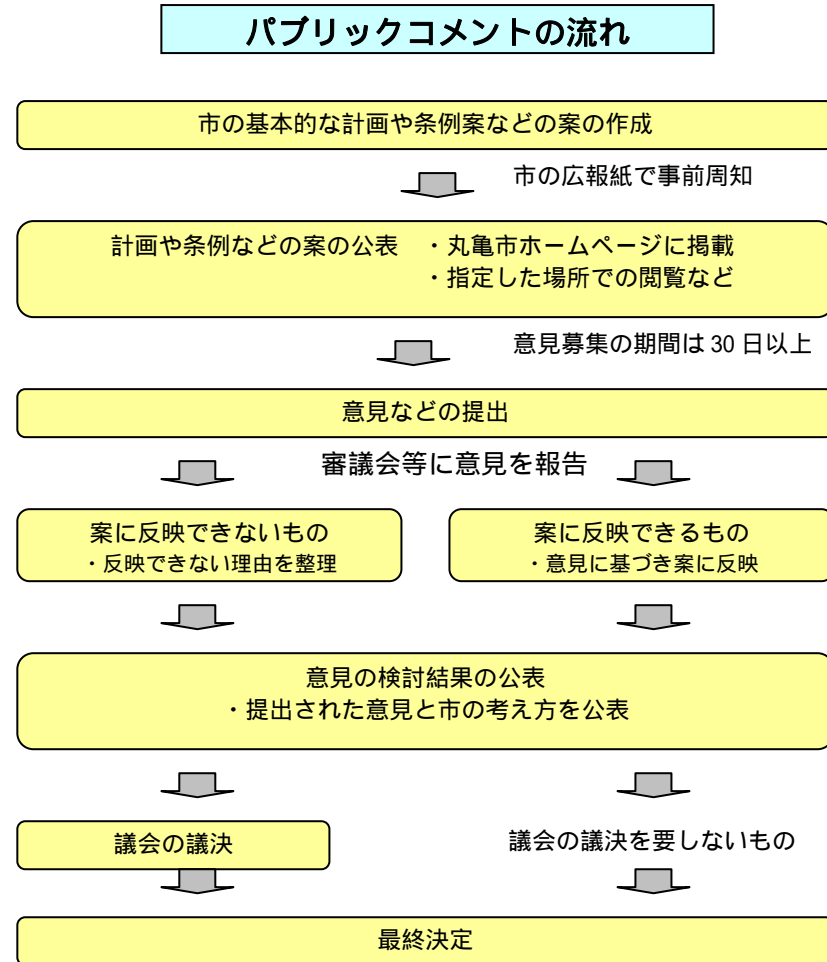
(2) 実施状況

丸亀市では、平成17年10月に「男女共同参画プランまるがめ」についてパブリックコメントを実施してから、「自治基本条例」などについてパブリックコメントを行ってきました。

その後、平成18年9月に「丸亀市市民の意見を求める場合の手続に関する規則」を制定し、制度化したうえで現在パブリックコメントを実施しています。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ・平成17年10月から平成18年9月まで
(自治基本条例施行前) | 7件実施 |
| ・平成18年10月から平成21年1月まで
(自治基本条例施行後) | 16件実施 |
| | 合計 23件実施 |

これまでに、64人の方から301件のご意見をいただきました。



(3) 実施方法

〔公表するもの〕

政策案等
政策案等を作成した趣旨・目的・背景
政策案等を立案する際に整理した考え方及び論点
市民等が当該政策案等を理解するために必要な資料
意見を提出できる者の範囲
意見の提出先、提出方法及び提出期限
その他市長が必要と認める事項

〔公表する場所〕

市のホームページ
政策案等の担当部署
情報公開コーナー
綾歌・飯山市民総合センター
本島・広島市民センター
コミュニティセンター
図書館
保健福祉センター
政策案等に応じて必要な場所

〔意見の提出方法〕

市長が指定する場所への書面の持参
郵便
ファクシミリ
電子メール
その他市長が適当と認める方法

〔審議会等への報告〕

審議会等を設置している場合は、提出された意見を報告します。

〔意見の検討結果の公表〕

市のホームページ、情報公開コーナー等において、提出された意見の内容、検討の経過・結果とその理由を公表します。
また、意見を提出した方にも通知します。

パブリックコメント実施状況

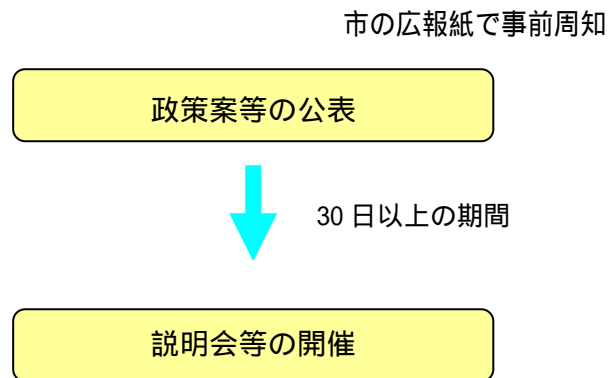
(平成 21 年 2 月 15 日現在)

	案件の名称	募集期間	提出者数	件数	所管課	備考
1	男女共同参画プランまるがめ(原案)	平成17年10月14日(金)～平成17年11月15日(火)	なし	なし	企画財政部企画課男女共同参画推進室	
2	丸亀市自治基本条例(素案)	平成18年1月11日(水)～平成18年1月31日(火)	8 持参 6人 電子メール 2人	45	企画財政部企画課新市建設室	
3	丸亀市地域市民活動促進基本方針(案)	平成18年1月4日(水)～平成18年1月31日(火)	3 持参 2人 郵送 1人	8	企画財政部 企画課	
4	丸亀市行財政改革推進計画(集中改革プラン)(案)	平成18年1月4日(水)～平成18年1月18日(水)	11 持参 4人 郵送 1人	73	企画財政部 企画課行政改革推進室	
5	丸亀市行政改革大綱(案)	平成18年1月4日(水)～平成18年1月18日(水)	FAX 3人 電子メール 3人			
6	丸亀市総合計画(第2次素案)	平成18年6月26日(月)～平成18年7月25日(火)	9 持参 3人、郵送 1人、 FAX 3人、電子メール 2人	39	企画財政部 企画課	
7	丸亀市文化振興基本計画(案)	平成18年7月3日(月)～平成18年7月31日(月)	2	15	文化部 文化課	
8	丸亀市環境基本計画 中間案	平成18年9月29日(金)～平成18年10月30日(月)	2 持参 1人 電子メール 1人	5	生活環境部環境課	
9	丸亀市国民保護計画	平成18年10月30日(月)～平成18年11月28日(火)	2 個人1人、団体1	18	総務部 庶務課防災対策室	
10	信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例(案)	平成18年12月22日(金)～平成19年1月22日(月)	1 FAX 1人	6	企画財政部 企画課	
11	丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例(案)	平成18年12月22日(金)～平成19年1月22日(月)	なし	なし	企画財政部 企画課	
12	丸亀市下水道条例の一部改正案	平成18年12月25日(月)～平成19年1月23日(火)	1 電子メール 1人	5	上下水道部 施設管理課	

	案件の名称	募集期間	提出者	件数	所管課	備考
13	丸亀市都市計画マスタープラン(素案)	平成19年1月4日(木)～平成19年2月2日(金)	1 持参 1人	24	都市整備部 都市計画課	
14	丸亀市障害者基本計画・障害福祉計画(素案)	平成19年1月12日(金)～平成19年2月13日(火)	1 FAX 1人	1	健康福祉部 福祉課	
15	丸亀市健康増進計画「健やかまるがめ21」(素案)	平成19年2月9日(金)～平成19年3月9日(金)	2	2	健康福祉部 健康課	
16	丸亀市生活排水処理施設整備構想(案)	平成19年2月9日(金)～平成19年3月12日(月)	なし	なし	上下水道部 経営課	
17	丸亀市一般廃棄物処理基本計画書(案)	平成19年3月5日(月)～平成19年3月26日(月)	2	3	生活環境部 クリーン課	
18	男女共同参画推進条例(仮称)	平成19年5月1日(火)～平成19年5月31日(木)	1 郵送 1人	2	企画財政部 企画課男女共同参画室	
19	飯山町内の準工業地域における特別用途地区の指定(素案)	平成19年11月15日(木)～平成19年12月14日(金)	1 電子メール 1人	1	都市整備部 都市計画課	
20	丸亀市協働推進計画(案)	平成20年1月31日(木)～平成20年2月29日(金)	2 持参1人、電子メール 1人	11	生活環境部 生活課	
21	丸亀市都市計画道路見直し(案)	平成20年5月1日(木)～平成20年5月30日(金)	13 持参10人、郵送 1人 電子メール 1人、FAX 1人	27	都市整備部 都市計画課	
22	丸亀市水道ビジョン(案)	平成20年9月16日(火)～平成20年10月17日(金)	なし	なし	上下水道部 経営課	
23	丸亀市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画見直し(案)	平成21年1月5日(月)～平成21年2月6日(金)	2 持参 2人	16	健康福祉部 介護支援課	募集結果の公表については、準備中
合 計			6 4	3 0 1		

平成 18 年 10 月 1 日施行自治基本条例、市民の意見を求める場合の手続きに関する規則

6 . 説明会等



〔公表するもの〕

政策案等

政策案等を作成した趣旨・目的・背景

政策案等を立案する際に整理した考え方及び論点

市民等が当該政策案等を理解するために必要な資料

説明会等の開催日時及び場所

〔公表する場所等〕

市のホームページ

政策案等の担当部署

情報公開コーナー

綾歌・飯山市民総合センター

本島・広島市民センター

コミュニティセンター

図書館

保健福祉センター

政策案等に応じて必要な場所

〔審議会等への報告〕

審議会等を設置している場合は、提出された意見を報告します。

〔意見の検討結果の公表〕

市のホームページ、情報公開コーナー等において、提出された意見の内容、検討の経過・結果とその理由を公表します。

また、意見を提出した方にも通知します。

7. 公聴会

市の広報紙で事前周知

政策案等の公表

30日以上の期間

意見の要旨等の提出

市民等が公聴会での公述を希望するときは、公聴会開催日の2週間前までに意見の要旨等を提出しなければなりません。

提出方法は、パブリック・コメントと同じです。
提出期限までに意見の要旨等の提出がなかったときは、公聴会の開催を中止し、その旨を公表します。

公聴会の開催

(市長が指名した者が議長となる)

市長に概要等を提出

議長は公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記録し、市長に提出します。

対象とする事案の概要

公聴会の開催日時、開催場所及び参加人数

公聴会で配布した資料等の内容

公述人の氏名及び意見陳述の内容

その他必要な事項

〔公表するもの〕

政策案等

政策案等を作成した趣旨・目的・背景

政策案等を立案する際に整理した考え方及び論点

市民等が当該政策案等を理解するために必要な資料

公聴会の開催日時及び場所

公聴会で公述できる者の範囲

公聴会で公述しようとする意見の要旨及びその理由の提出先、提出方法及び提出期限

その他市長が必要と認める事項

〔公表する場所等〕

市のホームページ

政策案等の担当部署

情報公開コーナー

綾歌・飯山市民総合センター

本島・広島市民センター

コミュニティセンター

図書館

保健福祉センター

政策案等に応じて必要な場所

〔審議会等への報告〕

審議会等を設置している場合は、提出された意見を報告します。

〔意見の検討結果の公表〕

市のホームページ、情報公開コーナー等において、提出された意見の内容、検討の経過・結果とその理由を公表します。

また、意見を提出した方にも通知します。